

三原市結婚新生活支援事業補助金のご案内

少子化対策や三原市への移住の促進を目的として、新婚世帯に対し市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用を補助します！



【概要】

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。

対象世帯	<p>主な要件は次のとおりで、すべてを満たす世帯が対象です。</p> <p>(1) 令和4年1月1日以降に婚姻し、対象となる市内の住居の住所で住民登録していること。</p> <p>(2) 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。</p> <p>(3) 夫婦の所得の合計が400万円未満であること。</p> <p>・婚姻を機に離職し、申請時において無職の場合は、所得なしとして夫婦の所得を算出します。</p> <p>・貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得から年間返済額を控除します。</p> <p>(4) 夫婦ともにマイナンバーカードを取得していること。</p> <p>(5) 地域活動に参加していること。</p> <p>※その他、諸条件あり</p>	
対象経費	住居費	<p>住宅取得費用、リフォーム費用</p> <p>住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）</p> <p>※賃料及び共益費は3ヶ月分が対象</p>
	引越費用	引越業者または運送業者に支払った引越費用
補助金額	<p>対象経費の合計額（<u>1世帯あたりの限度額：30万円</u>）</p> <p>※ただし、婚姻を機に三原市へ移住された世帯の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 夫婦の一方が移住した世帯：50万円</p> <p>(2) 夫婦がともに移住した世帯：70万円</p>	
申請受付	令和4年6月1日（水）～令和5年3月31日（金）	
その他	<p>・申請には、対象経費を支払ったことが証明できる領収書等が必要です。</p>	

【お問い合わせ先】

三原市 経営企画部 地域企画課
電話：0848-67-6011

市ホームページ QRコード →

